

---

**【重要なお知らせ】**  
**東京料金所付近の割引待ち駐停車車両に対し、**  
**ETCコーポレートカード約款第23条等に定める**  
**措置を適用します**

---

中日本高速道路(株) 東京支社

平成26年5月

平成26年6月追記・修正

平成27年1月修正



# 東京料金所付近の割引待ち駐停車車両に対する ETCコーポレートカード利用約款に基づく措置の適用について



- 東京料金所付近の深夜割引待ち車両による本線渋滞は、平日は毎夜間発生し、交通事故の危険性が極めて高い、喫緊の課題です。
- これまでも、時間調整のお願い等を重ねてきましたが、全体としては改善が見られないのが現状です。
- このため、東京料金所付近で駐停車していることを現認した車両を対象に、段階的な指導を行い、それでも改善が見られない場合は、ETCコーポレートカード利用約款第23条に基づく措置を適用します。

**【段階1】 指導警告（郵送）** 駐停車を現認した車両の契約者に対し、郵送にて指導警告を行います。  
(契約者が事業協同組合の場合は、当該組合員に対し指導警告を行うとともに、契約者に対し、当該組合員への指導を依頼します。)



- ①指導警告書の到着後1ヵ月以内に、同一法人の車両が1回以上、駐停車を現認されたとき
  - ②指導警告書の到着後3ヵ月以内に、同一法人の車両が3回以上、駐停車を現認されたとき
- ※原則として、発送の翌日を、到着日とみなします。  
※※現認回数は、同一法人を単位として(事業協同組合の場合は組合員を単位として)カウントします。

**【段階2】 指導警告（対面）** 上記条件に該当の場合、対面での指導警告を行います。  
(契約者及び当該組合員が対象です。契約支社での実施を原則とします。)



- ①対面指導後1ヵ月以内に、同一法人の車両が1回以上、駐停車を現認されたとき
  - ②対面指導後3ヵ月以内に、同一法人の車両が3回以上、駐停車を現認されたとき
- ※現認回数は、同一法人を単位として(事業協同組合の場合は組合員を単位として)カウントします。

**【段階3】 一部割引停止** 上記条件に該当の場合、警告を発するとともに、一部割引停止を行います。

《約款第23条第1項第六号》 カード利用者として不適当な行為をしたと窓口会社が認めたとき

# 東京料金所付近の割引待ち駐停車車両に対する ETCコーポレートカード利用約款に基づく措置の適用について



例1) 指導を受けた後、1カ月間1件以上<sup>\*</sup>、駐停車車両として現認<sup>\*\*</sup>された場合

